

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)における 重点的な取組について(主な取組内容)

1 自立生活支援

(1) 相談体制の充実

相談支援体制の充実	計画書掲載頁	57
-----------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆多様な障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応していくため、ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、子ども総合センター、障害者手帳の担当部署の区の相談機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮するとともに、相互に連携して取り組みます。
- ◆相談支援事業所では、障害のある方や家族との相談を通して意向・状況等を丁寧に把握して利用計画案を作成し、区では、利用計画案が障害のある方や家族のニーズに合った内容となっているか審査することで、相互に連携して障害のある方や家族の多様化、個別化する支援ニーズに対応できる利用計画を作成します。
- ◆障害のある方からの総合的な相談に対応できる窓口を設け、併せて地域の相談支援事業所とのネットワークを強化していくために、基幹相談支援センターを含む相談体制の整備について検討します。
- ◆精神疾患の早期発見と治療及び治療継続のため、保健所・保健センターにおける精神保健に関する相談体制を充実させます。
- ◆新たに診断された難病患者や療養上の不安を抱える方に対して、難病医療費公費負担申請時等あらゆる機会を通して相談支援を行います。
- ◆複雑で対応困難な相談について、適切な対応ができるように、医療、保健、福祉の分野が連携できる体制を充実させます。

【令和5年度の取組・成果・課題】

- 障害福祉課
 令和5年4月1日より、葛飾区役所障害福祉課に葛飾区基幹相談支援センターを設置し、様々な課題を抱える方や専門的な相談にも対応している。その中で、適切な関係機関と連携するためのコーディネートも行っている。
 また、地域の相談支援事業所への人材育成事業を実施し、さらに基幹相談支援センターとして協働及び伴走支援も行っている。
 令和5年10月1日より、地域の相談支援事業所への人材育成事業を委託している。委託によって、より地域や現場の実情を踏まえた支援となっている。また、受託法人ならではの特色を生かした講座やイベントを実施している。
 愛の手帳1, 2度を所持し、障害福祉サービスの支給決定を受けていない11名に対して、アウトリーチ支援を実施した。就労等により障害福祉サービスの必要のない者に対しては、相談窓口を案内して終了とする一方、日中活動が必要な者に対しては信頼関係を構築するための面接や施設見学の同行などの支援を行った。
- 保健予防課
 精神疾患及び障害のある方や疑いのある方の相談支援として、家庭訪問、面接、電話・窓口相談等を関係機関と連携して行った。令和5年度相談支援実績: 19,104件
 精神保健に関する普及啓発や地域・当事者・家族への支援、精神疾患の早期発見・早期治療を目的として、依存症や思春期、発達障害などをテーマとした講演会や統合失調症家族教室等を実施した。令和5年度開催数: 19回、参加者数: 465人(延べ人数)
 精神保健福祉包括ケア協議会等において、関係機関と課題の共有及び意見交換を行った。
 令和5年度実施回数: 精神保健福祉包括ケア推進協議会 1回、長期入院患者等支援検討部会・精神保健在宅療養部会 合同開催 2回

■子ども家庭支援課

子ども総合センターが対応した発達に課題のある子どもに関する相談では、子どもの状況の理解や親子の関わり方を中心とした助言等を行う相談支援のほか、保護者の要望等に応じて発達検査を実施した(337件)。

相談支援にあたっては、不適切な子育てにつながらないように次の2点に留意した。

*保護者が子育てへの不安を持つことや、子どもへの関わりの困難さを軽減すること

*保健センター、療育機関、学校等との連携により、保護者の子育て力の向上を図ること

障害児支援利用計画を必要とする子どもと保護者に対し、計画立案を担う「相談支援事業所」が少ない。このため、子ども総合センターがセルフプラン作成支援を行っている。(年間486件(前年度比1.74倍で増加))

相談支援の質の向上

計画書掲載頁

57

【計画における取組内容】

◆障害のある方が在宅生活を送る上で十分な支援を受けることができるよう、サービス事業者との連携、サービス利用の調整等を充実させます。

◆区内相談支援事業所と協働して開催する相談支援専門員研修会を通して事業者支援を行い、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

令和5年度上半期は障害福祉課にて相談支援専門員研修会を実施し、計3回延べ147人の参加があった。

下半期は本事業を委託し、研修会においては計4回延べ124人の参加があった。

(2) 社会参加の支援

障害者スポーツの推進

計画書掲載頁

60

【計画における取組内容】

◆障害者が自主的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成及び年間を通して定期的に教室を開催して指導員の活動の場を提供します。

◆パラリンピックの公式種目である「ボッチャ」の普及推進を行うなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るとともにパラリンピック競技の認知度向上を図り、各種ユニバーサルスポーツの普及・発展を推進します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■生涯スポーツ課

障害者が定期的にスポーツ活動に取り組む環境づくりをするため、水元・奥戸でそれぞれに月1回程度、トランポリン、水泳教室を開催した。

障害者、健常者が一緒にスポーツを楽しめる機会を提供するために、週1回程度、エイトホールで障害者スポーツ開放事業(のびのびユニスポ広場)を開催した。

障害者が安心してスポーツ活動に取り組む環境を整備するために、パラスポーツ指導員養成講習会を開催して、8名が初級資格を取得して区公認スポーツ指導員に認定した。

(3) 社会資源の充実

グループホームの整備・運営支援 | 計画書掲載頁 | 63

【計画における取組内容】

- ◆施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、区内にグループホームの整備を促します。
- ◆重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費の一部を助成します。
- ◆地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成することを検討します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

重度障害者グループホームの設置は医療的ケアが必要となる障害者への対応による負担が大きく事業所が慎重な姿勢である。

重度障害や医療的ケアに対応したグループホームについては、東京都と連携し、障害の程度に応じた支援を行っていく。

■保健予防課

令和5年5月に開設した「グループホーム楽」及び「グループホーム咲」に対し、開設準備の支援を行った。

自立に向けた通過型グループホームと入院中の精神障害者が地域での生活に向けた体験宿泊機能を備えた地域生活支援拠点の整備に向けて協議を行った。

地域生活支援拠点の整備 | 計画書掲載頁 | 63

【計画における取組内容】

- ◆障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援型入所施設や既存の通所施設、グループホーム等の連携による地域生活支援拠点の整備について検討します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

地域生活支援部会を3回開催した。「体験の機会及び場の提供」、「専門的人材の確保及び養成」、「地域の体制づくり」について、各機能を担う拠点機能事業所の役割を整理し、令和6年度より認定していくこととなった。

■保健予防課

令和6年度からの運営開始を目指す「あすなろの家」について、日中の居場所となる地域活動支援センターⅡ型や就労継続支援の定員数拡大、体験宿泊も可能なグループホームを備えるなど、地域生活支援拠点としての整備に向けて調整した。

【計画における取組内容】

- ◆特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を支援します。
- ◆たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害のある方への対応が必要であることから、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援を検討します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

【障害福祉課】

社会福祉法人等に対する施設整備費の一部助成や区有地の無償貸付け等により、生活介護のサービスを提供する施設整備を促進し定員数の拡大等を図ることで、障害のある方の日中活動の場を確保する。

生活介護サービス利用者の高齢化等による重度化が顕著であり、重度障害者の受け入れ先が不足している。

生活介護について、更なる充実をはかるため、区の助成基準を都の基準(区分5以上から区分4以上)に合わせることを検討していく。

【保健予防課】

令和6年度の開設を目指す団体より、精神障害者の就労継続支援施設の整備について相談を受け、助言等を行った。

(5) 保健・医療支援

精神障害に対応した 地域包括ケアシステムの構築	計画書掲載頁	69
----------------------------	--------	----

【計画における取組内容】

◆精神疾患患者・精神障害のある方が退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、医療機関や民間の相談支援事業所等との連携を図ります。

◆在宅での生活が困難な精神障害のある方を支えるため、医療機関、精神訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催等により、支援ネットワークの構築を図ります。

◆葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神保健福祉の課題を共有し、検討を進めます。

【協議事項例】

- ・精神障害のある方を支えていくための地域理解の促進
- ・精神障害のある方の退院支援について
- ・障害福祉サービスの充実と利用について

【専門部会の設置】

- ・必要に応じて専門部会を設置します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■保健予防課

青戸保健センターと金町保健センターに精神保健福祉士各1名配置し、アウトリーチ支援に取り組んだ。

具体的には、

- (1)精神科入院患者で、退院後支援の必要な方
- (2)精神疾患が疑われる未受診者、未治療者、治療中断者で支援の必要な方
- (3)精神疾患による長期(1年以上)の入院又は入院を頻繁に(2回以上)繰り返している方
- (4)その他、病状が不安定等、主治医と複数回・継続的な調整が必要な方等保健センター所長が必要と認める方

を対象に状況に応じて往診・訪問看護の利用支援、自立支援医療の申請手続きの支援、障害福祉サービス導入に向けた支援、家族間調整、その他療養上必要な支援を行い、精神障害のある方の在宅生活の安定を図った。

電話:79件、面接:24件、訪問:80件、関係機関連携:305件

保健センター保健師と精神保健福祉士が共に関わることで

- ・緊急入院患者、長期入院患者の退院に向けた調整や支援をより行いやすくなった。
- ・精神保健福祉士の視点が加わり、ケースマネジメントが深まった。(チームケア会議にて支援方針を協議、保健師・精神保健福祉士等で定期的にモニタリングを実施)
- ・対象者の在宅療養環境が整い、適切な治療継続ができ、症状や生活が安定した。

(6) 権利擁護

成年後見センター事業の推進	計画書掲載頁	72
---------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆葛飾区社会福祉協議会内に設置した「葛飾区成年後見センター」で、成年後見制度に関する相談や支援、普及・啓発、法人後見の受任などを行います。
- ◆成年後見制度の仕組みなど必要な知識・技能・倫理を修得して後見人等の業務を適正に行うための講座を開催し、市民後見人を養成します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■福祉管理課

成年後見センターでは、区民等からの窓口や電話での相談に加えて、オンラインでの相談も受け付けている他、高齢者総合相談センターや保健センターなどの関係機関からの相談も受け付け、成年後見制度の利用につなげている。特に、医師、弁護士、司法書士などの専門職からなる検討支援会議を定期的で開催し、他からの支援が難しい身寄りのない認知症高齢者や精神障害者などの困難な案件について支援方針を検討し、案件にふさわしい後見人の受任調整を図るなど、適切な権利擁護の仕組みにつなげている。

また、生活保護受給者や低所得者など助成を受けなければ制度の利用が困難な方に申立費用や後見人等報酬費用の全部または一部を助成している。

成年後見制度の利用支援	計画書掲載頁	72
-------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方が制度を利用できるよう、成年後見の申立てをする方がいない場合は、区長が申立てを行います。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課・保健予防課

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で、成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行った。

知的障害：10件

精神障害：8件

2 就労支援

(1) 一般就労への支援

障害者就労支援システムの整備

計画書掲載頁

74

【計画における取組内容】

- ◆就労支援施設と連携し、就労に向けてさまざまな準備段階にある方が、その時々に応じた支援を受けられるような支援システムを整備します。
- ◆中間的就労(区内施設で就労体験ができる制度)や協力企業内での実習の場を整備し、一般就労へ向けて、その方に応じた段階的な訓練が受けられるように支援します。また、離職者が次の進路を検討したり、就労先でうまく適応できない方が課題を解決するための支援を受けたりする場としても活用していきます。
- ◆就労がうまくいかない場合においても、安心して何度でも再挑戦することができる支援システムを構築します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

障害者就労支援センターの新規登録者は124人で、就労希望者は増加している。延べ116人の方が一般企業等に就職した。障害種別でみると、愛の手帳4度の方が45人、精神障害者手帳3級の方が46人と多くなっている。

障害者就労の促進を目的として、一般就労がうまくいかず離職した方やこれから進路を考える特別支援学校の生徒や保護者などを対象にした「働き方講演会」を障害者就労支援フェアの中で実施した。

職場開拓の推進

計画書掲載頁

74

【計画における取組内容】

- ◆ハローワーク墨田と定期的に連絡会を開催し、企業の障害者雇用の現状について情報を共有します。
- ◆ハローワーク墨田と連携し、障害者雇用に関心のある企業を把握し、雇用に向けての情報提供や働きかけを行います。
- ◆区内就労支援施設が参加している会議において、障害者雇用の現状や職場開拓について検討します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

かつしか就労支援フェアの中で、ハローワーク墨田と連携して就職面接会を実施した。区内や近隣の企業7社が参加し、延べ39人が面接を受けた結果、4人が採用となった。

区発行の産業広報紙「パワフル！かつしか(令和6年1月25日号)」で、令和5年度葛飾区障害者福祉表彰を受賞した区内事業所(新巧塗装工業株式会社)の障害者雇用の取り組みを紹介した。

障害特性により、電車やバスの使用、長時間の通勤が困難な方がいるが、身近な地域での就労の場はなかなか広がらない。障害者雇用への理解を促進することが必要である。

(2) 福祉的就労への支援

障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援

計画書掲載頁

77

【計画における取組内容】

- ◆障害者就労支援施設の工賃向上を目指して、平成25(2013)年度から実施している経営コンサルタント派遣事業を継続し、工賃向上に結びつく事業の実施・改善につなげます。
- ◆障害者就労支援施設とともに、工賃向上に向けた情報共有や具体的な取組について検討します。
- ◆自主生産品販売所協議会と協力し、障害のある方の自主生産品の売り上げの増加を目指します。
- ◆「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区が率先して区内障害者施設に物品等を発注し、工賃向上を図ります。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

自主生産品販売所「ぷらすちよいす」の運営支援・・・運営者がNPO法人葛飾幼児グループに変更になったことに合わせ、店舗のリニューアル工事を行った。また、テクノプラザかつしかへの出張販売を開始した。区はこれらにかかった経費の補助を行った。

自主生産品の区施設での販売支援・・・子ども未来プラザ鎌倉、子ども未来プラザ東四つ木、新小岩南口ビルえきにこわでの新規販売の調整を行った。

自主生産品販売促進アドバイザー業務(委託先:NPO法人PIPPO)・・・障害者施設に対して新商品開発支援(2施設)や販路拡大支援(7施設)を行った。

共同受注窓口の設置(委託先:東京都葛飾福祉工場)・・・作業受注は18件、延べ45施設が受注に参加した。イベント出店調整は7件、延べ38施設が出店した。

3 育成支援

(1) 障害児サービスの充実

相談支援体制の充実

計画書掲載頁

79

【計画における取組内容】

- ◆障害のある子どもの保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、子どもが在籍する幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援体制を充実させます。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■子ども家庭支援課

療育機関、子育て支援施設、特別支援教育機関、障害児支援に係る所管課等の代表を委員とする、地域療育システム検討会を主宰し、誰もが相談支援を受けることができるよう、現状の把握や課題の共有、課題解消のための研究を進めている。保護者の相談に支援者がすみやかに対応できるよう「発達支援パンフレット」を発行している。令和6年3月、第6版として改訂し、関係機関へ配付を行った。

保護者に対し、必要に応じて相談を継続し対応を行った。

地域療育セミナー等の機会を通して、日々の保育等の中で発達を促す支援方法、および保護者への対応方法が向上するよう支援を行った。

就学を控えた子どもの保護者に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施した。

支援を必要とする子どもの保護者が希望した療育機関に、待期期間なく適切につながるができるように仕組みを整理する必要がある。引き続き、関係機関で検討する。

発達障害が社会的に周知されてきたことを背景として、子供の育ちに不安や心配を感じた保護者が専門機関として、子ども総合センターへ相談に訪れることが増えた。また、コロナ禍の中で取り組みにくかった粗大運動やコミュニケーション面への影響から、子どもの発達を心配する保護者および支援者が増えている。

【計画における取組内容】

- ◆子ども総合センターでは、幼稚園・保育所等への巡回訪問を継続的に実施することにより、施設職員に対して発達や障害に対応した療育上必要な助言・指導を行います。
- ◆子ども総合センター及び保育課では、施設職員に対する研修を実施します。
- ◆教育委員会では、就学に向けた支援を行います。
- ◆障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に、運営上の補助を行います。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■子ども家庭支援課

巡回訪問事業では、保育園などを原則として年3回訪問し、課題を持つ児の対応についての専門的知見からコンサルテーションを行うことで、保育園などにおける保育力の向上を支援している。また、訪問時以外においても、児とのかかわり方や育ちの支援に関する個別的、または場面ごとの対応など、保育士から寄せられる随時の相談に応じているほか、必要により園における保護者面談などにも同席している(巡回訪問実施園数291園、対象児実数1,327人)

区内の幼稚園や保育園などに勤務する職員に対し、「地域療育セミナー(専門講師による講演会)」を年3回開催し、乳幼児の発達に関する理解の促進と支援スキルの向上を図った。

幼稚園や保育所などに対し、発達支援福祉専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士・保育士等)がその専門性を生かして相談を行い、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行った。

近年、新規開設保育所が増加するほか、保育士等職員の定着度が低下するなど、発達に課題のある児の保育や支援に関するノウハウを組織的に共有し積み上げることが難しくなっている。保育現場でのコンサルテーション再開を生かして、取り組みにくかった粗大運動や集団活動、人や物とのかかわりを通じた育ちを支援していく。

■保育課

公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定を実施し、必要に応じて保育のアドバイスも実施した。

公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画実施した。

(2) 早期療育の充実

早期の発達支援体制の整備

計画書掲載頁

83

【計画における取組内容】

- ◆療育が必要な乳幼児が、早期に療育機関を利用することができるように、乳幼児健診等や医療機関との連携を図ります。
- ◆保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。
- ◆幼稚園・保育所を利用していない療育が必要な乳幼児及びその保護者については、適切に療育機関に結びつける体制の構築を検討します。
- ◆発達に課題のある乳幼児が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関が連携して支援します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■子ども家庭支援課

療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期に療育機関を利用することができるようにした。その際には、子ども総合センター、保健センター、医療機関、幼稚園及び保育園等が保護者の了承を得たうえで、アイリスシートや紹介状等を活用し安定した移行を図るための情報共有を行った(アイリスシート発行件数358件)。

発達障害について理解が深まるよう、支援者向けに地域療育セミナーを年3回行った。

母国語が日本語ではない保護者に対して、本区ホームページを利用し、相談場面や療育機関利用時に必要な情報について理解を促すための工夫を行った。園長会等を通じて周知を行い、保護者の相談を受ける支援者が活用しやすいようにした。

(3) 特別支援教育の推進

特別支援教育の推進

計画書掲載頁

86

【計画における取組内容】

- ◆小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する発達障害等を伴う児童・生徒に対して指導を行う巡回指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う特別支援教育心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校コーディネーターを派遣します。
- ◆特別支援教育コーディネーター研修を8つの地域ブロックごとに行います。また、小・中学校教職員等向けの初級研修を実施します。
- ◆副籍ガイドラインの見直しや、地域指定校への理解啓発を進めます。
- ◆児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、連携ファイル(アイリスシート学齢期版支援シート)の活用により関係機関と連携し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継ぎます。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■教育センター教育支援課

専門家チーム指導員が1学期中に全小・中学校の特別支援教室を訪問するとともに、2学期中に特別支援教育指導員の指導の様子を観察し、現状把握及び課題抽出により対応策を提示し、学習環境の充実を図った。

小・中学校教職員向けの初級研修を実施し、特別支援教育における指導・支援の工夫や、教育相談の充実について理解を深めた。

副籍交流の推進を図るため、都立特別支援学校のコーディネーターを講師とした研修を実施し、副籍の理念や意義について周知を図った。

アイリスネットワーク等を活用し、都立特別支援学校との連携の充実を図るとともに、特別支援教育に係る教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上に努めた。

(1) 障害への理解と交流

障害への理解の促進

計画書掲載頁

88

【計画における取組内容】

◆障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、個人向け(小学生向け、大人向け)や青少年委員等各種団体、福祉事業者向けに障害者理解を深めるための講座の実施や自主生産品の販売等を通して、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践されるようにします。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

障害理解を深めるための各種団体・事業者向け講座を1回開催した。障害者の地域での生活を支える相談支援専門員を対象とし、15事業者、21名が参加した。令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法について、障害の当事者が講師を行い、合理的配慮の事例などを学ぶことで障害への理解を深めることができた。

障害理解を深めるための区民向け講座を3回開催した。小学3年生から6年生と保護者を対象とし、76名に参加いただいた。

自主生産品区役所合同販売会の開催・・・年3回(各2日間)開催し、延べ42の障害者施設が参加した。

■障害者施設課

11月19日(日)にウェルピアまつりを開催し、障害者福祉表彰を実施して、7人及び1事業所を表彰をした。ウェルピアまつりの来場者数は約2,000人で令和4年度比約1,000人の増。

11月16日(木)から11月22日(水)にかけて、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催し、34団体及び3人の個人から出展があり、来場者数は合計1,369人であった(令和4年度の来場者数1,163人)。

展示作品では、リアルの展示会場だけでなく、掲載希望があった作品をInstagram「ウェルピアかつしか障害者作品展」公式アカウントを活用した展示を増やし、いつでもどこからでも見ることができる展示の推進を図った。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

歩道勾配改善事業

計画書掲載頁

91

【計画における取組内容】

◆区内約20kmの道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、障害のある方、高齢の方及び車いすを利用する方など、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■道路補修課

令和5年度は、次の箇所において歩道勾配改善の工事を行った。

・西亀有四丁目歩道勾配改善工事 道路延長 約210m
(西亀有四丁目24番先から21番先まで)

・お花茶屋三丁目歩道勾配改善(その2)工事 道路延長 約220m
(お花茶屋三丁目2番先から東堀切三丁目27番先まで)

歩道をマウントアップ形式からセミフラット形式へ改修し、歩道の勾配を改善した。

【計画における取組内容】

◆公園内にだれでもトイレを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を整えます。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■公園課

令和5年度は以下の公園にバリアフリートイレを設置した。

- (1)白ゆり公園(水元5-5-20)……………公園改修工事に伴うトイレのバリアフリー化
- (2)かわばた公園(東立石2-9-1)……………公園改修工事に伴うトイレのバリアフリー化
- (3)堀切東公園(堀切3-31-18)……………公園改修工事に伴うトイレのバリアフリー化
- (4)四ツ木二丁目わんぱく公園((仮称)四ツ木二丁目公園)(四つ木2-14)
……………公園新設工事に伴うバリアフリートイレの新設

(4)防災対策の充実

【計画における取組内容】

◆発災時に速やかに避難所を開設できるよう、地元自治町会等と協働して、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

◆避難所に避難してきた障害のある方の障害特性(視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由等)に対応した避難生活ができるよう、福祉避難所の設備や備蓄品の充実を図ります。

【令和5年度の取組・成果・課題】

■障害者施設課

令和5年度の避難所訓練では、避難所の開設、役割の確認及び情報伝達などを実施した。
(訓練内容)

- ・ウエルピアかつしかが閉館しているという設定で開錠訓練を実施した。
 - ・一時避難所開設時に各部の役割と流れを部ごとに確認した。
 - ・備蓄倉庫の中から各部ごとに必要物品を持ち出し、設置等を行った。
 - ・無線にて各部間での情報伝達の訓練を行った。
 - ・マンホールトイレ、応急給水栓及び受水槽の設置等訓練を実施した。
 - ・避難食としてアルファ米とトマトジュースを使ったリゾットを作った。
 - ・要配慮者への対応訓練(要配慮者スペースの設営や福祉避難所への移動の誘導など)を実施した。
- ウエルピアかつしかでは、引き続き、地元町会と訓練方法等について協議をし、合同避難所訓練を実施する。